

年金の支払いについて

対象月	1 2 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	1 0 月 分	1 1 月 分
支払い月		2月		4月		6月		8月		1 0月		1 2月

- 年金は、2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月に支払われます。
- 支払日は15日となります。15日が土曜日、日曜日、祝祭日にあたる場合は、その直前の営業日に支払われます。
- 初めて年金の支払いが行われるときや、さかのぼって年金額が増額されたときは、定期支払い月（偶数月）以外の奇数月であっても、年金の支払いが行われます。